⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②から④については第１号⑸②から④に同じ。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、特定建設工事共同企業体を結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建設工事共同企業体の認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成27年10月23日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

⑻から⑽については第１号⑺から⑼に同じ。

３　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

１）については第１号に同じ

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　品質の向上：30点

◆社会的要請に関する事項または総合的なコストに関する事項及び施工計画

④　施工上配慮すべき事項：30点

⑵から⑸については、第１号に同じ。

４から６については第１号に同じ。

７　Summary

⑴ and ⑵　is the same above notice no. 1

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The Sanko 1st Tunnel route 212 in Oita Prefecture

⑷, ⑸ and ⑹ is the same above notice no. 1

別表１　本入札手続きに係る期間等

①から④については第１号に同じ。

⑤　開札の日時　平成27年12月25日11時00分

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事を別々に案件登録しているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成27年９月18日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　芹澤　　清

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第24号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　岩国飛行場（H27）低層住宅（１～17工区）新設機械工事

②　岩国飛行場（H27）低層住宅（18～22工区）新設機械工事

⑶　工事場所　①～②山口県岩国市（米軍岩国基地内）

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

①・低層住宅（戸建）新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約150㎡×２棟

・低層住宅（２戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建て　延べ面積　約290㎡×56棟

・低層住宅（２戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建て　延べ面積　約310㎡×４棟

・低層住宅（４戸連）新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約580㎡×１棟

・低層住宅（５戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約720㎡×２棟

・低層住宅（６戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建て　延べ面積　約870㎡×４棟

上記の附帯機械設備工事一式

②・低層住宅（２戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）２階建　延べ面積　約290㎡×18棟

・低層住宅（４戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約580㎡×２棟

・低層住宅（５戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約720㎡×２棟

・低層住宅（６戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約870㎡×10棟

・低層住宅（８戸連）新設　プレキャストコンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）３階建　延べ面積　約1,200㎡×３棟

上記の附帯機械設備工事一式

⑸　工期　①～②平成29年５月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①　マルチパッケージ形空調機　６組、パッケージ形空調機　778組、空調換気扇　496台、天井扇　790台、レンジフード　269台、ヒートポンプ給湯器　160台

②　パッケージ形空調機　690組、空調換気扇　246台、天井扇　690台、レンジフード　138台、ヒートポンプ　給湯器138台

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年９月18日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H27）低層住宅（１～17工区）新設機械工事外１件に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件を全て満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。ただし、一の企業は単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から「管工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　装備施設本部長が算定した「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点以上である。